

**改正**

平成21年3月30日条例第14号

平成24年3月29日条例第14号

平成27年3月27日条例第19号

平成29年12月21日条例第31号

令和2年12月23日条例第35号

令和6年3月21日条例第16号

津市企業立地促進条例

(目的)

**第1条** この条例は、本市における企業の立地を促進するために必要な奨励措置を講ずることにより、本市における産業の振興及び雇用の促進を図り、もって地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業業務施設 営利を目的とした事業の用に供される施設で次号及び第3号に規定する施設以外のすべての施設をいう。
  - ア 製造業に係る生産施設
  - イ 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業の用に供する主として倉庫又は荷さばき場で、事務所又は営業所を伴うもの
  - ウ イに掲げる事業以外の事業を営む者が流通業務の用に供する主として倉庫又は荷さばき場で、事務所又は営業所を伴うもの
  - エ 流通の過程における簡易な加工の事業の用に供する工場
  - オ 道路旅客運送業又は道路貨物運送業の用に供する施設に附帯する整備工場
- (2) 研究開発施設 営利を目的とした製造業又は研究開発サービス業の用に供される施設で、新たな製品の製造若しくは新たな技術の開発又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的とした試験又は研究開発の用に供するもの(生産施設と独立しているものに限る。)をいう。
- (3) 事業者 営利の目的をもって事業を行う者をいう。

- (5) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する事業者をいう。
- (6) 大企業者 中小企業者以外のすべての事業者をいう。
- (7) 外国企業 外国の法令に基づいて設立された法人をいう。
- (8) 特定産業 製造及び研究開発を行う産業で、規則で定めるものをいう。
- (9) 特定地域 産業業務施設、工場等又は研究開発施設（以下「産業業務施設等」という。）の立地に適当であると認められる地域で、次に掲げるものをいう。
- ア 中勢北部サイエンスシティ
- イ ニューファクトリーひさい工業団地
- ウ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた工業専用地域
- エ 本市若しくは三重県又は公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「土地開発公社」という。）により整備された工業用地（ア及びイに掲げるものを除く。）
- オ 工場立地法（昭和34年法律第24号）第3条第1項の工場立地調査簿に記載されている工場適地（ア及びイに掲げるものを除く。）
- カ その他市長が特に認める地域
- (10) 新設 本市の区域内に現に産業業務施設等を所有しない事業者が新たに産業業務施設等を設置すること、又は本市の区域内に現に産業業務施設等を所有する事業者が既設の事業と異なる業種の産業業務施設等を設置することをいう。
- (11) 増設 本市の区域内に現に産業業務施設等を所有する事業者が既設の事業と同一の業種の産業業務施設等を拡充の目的をもって設置すること、又は既設の産業業務施設等の敷地内若しくはこれに隣接して既設の産業業務施設等を拡充の目的をもって設置することをいう。
- (12) 移設 本市の区域内に現に産業業務施設等を所有する事業者が、既設の産業業務施設等を廃し、同一の業種の産業業務施設等を設置することをいう。
- (13) 立地 産業業務施設等を新設し、増設し、又は移設することをいう。
- (14) 投下固定資産額 産業業務施設等を立地するために取得した土地、家屋及び償却資産の取得価格の合計額をいう。
- (15) 常時雇用する従業員 産業業務施設等において通常の状態の下に常時雇用する従業員（日々雇い入れられる者を除く。）をいう。

(奨励措置)

**第3条** 市長は、第5条第1項の規定に基づき指定した事業者（以下「指定事業者」という。）に対し、奨励措置として、次に掲げる奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することができる。

- (1) 企業立地奨励金
  - (2) 研究開発施設立地奨励金
  - (3) 用地取得費助成奨励金
  - (4) 外国企業事業所開設準備奨励金
- (奨励金の交付基準及び交付額等)

**第4条** 奨励金の交付基準及び交付額は、次のとおりとする。

(1) 企業立地奨励金 指定事業者（次条第1項第1号から第4号までの規定により指定を受けた者に限る。）の立地する産業業務施設又は工場等における事業の開始後、最初に固定資産税が賦課される年度（以下「基準年度」という。）から3年間交付するものとし、当該指定事業者の立地に係る産業業務施設又は工場等の土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税額に相当する金額に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。

ア 基準年度においては、100分の100とする。

イ 基準年度の翌年度においては、100分の75（次条第1項第4号の規定により指定を受けた者にあつては、100分の100）とする。

ウ 基準年度の翌々年度においては、100分の50（次条第1項第4号の規定により指定を受けた者にあつては、100分の100）とする。

(2) 研究開発施設立地奨励金 指定事業者（次条第1項第5号の規定により指定を受けた者に限る。）の立地する研究開発施設における事業の開始後、基準年度から3年間交付するものとし、当該指定事業者の立地に係る研究開発施設の家屋及び償却資産（中勢北部サイエンスシティ又はニューファクトリーひさい工業団地の土地を新たに取得する場合にあつては、土地、家屋及び償却資産）に対する固定資産税額に相当する金額に100分の100を乗じて得た額とする。

(3) 用地取得費助成奨励金 指定事業者（次条第1項第6号の規定により指定を受けた者に限る。）が産業業務施設等の立地に係る用地の取得費の全額を支払後、当該取得費に相当する額に100分の20を乗じて得た額（その額が3億円を超えるときは、3億円）を事業の開始日の属する年度の翌年度から5年間に分割して交付するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、事業の開始日の属する年度から5年間に分割して交付することができる。

(4) 外国企業事業所開設準備奨励金 指定事業者（次条第1項第7号の規定により指定を受けた者に限る。）の支払による当該指定に係る事務所の3月分の賃借料について、当該支払が完

了した後、当該賃借料に相当する額（その額が100万円を超えるときは、100万円）を交付するものとする。

2 企業立地奨励金は、事業の開始後前項第1号に規定する年度ごとに当該年度に係る同号に規定する固定資産税の完納後交付するものとする。

3 研究開発施設立地奨励金は、事業の開始後第1項第2号に規定する年度ごとに当該年度に係る同号に規定する固定資産税の完納後交付するものとする。

4 用地取得費助成奨励金と企業立地奨励金又は研究開発施設立地奨励金は、重複してこれを交付しないものとする。

(指定)

**第5条** 第3条の規定の適用を受けることができる事業者は、次の各号のいずれかに該当する事業者のうち市長が適当と認めて指定したものとする。

(1) 大企業者で、投下固定資産額が5億円以上かつ常時雇用する従業員の数が20人以上の工場等を特定地域に新設するもの又は投下固定資産額が2億円以上かつ常時雇用する従業員の数が10人以上の工場等を特定地域に増設するもの

(2) 中小企業者で、投下固定資産額が1億円以上かつ常時雇用する従業員の数が10人以上の工場等を特定地域に新設し、若しくは移設するもの又は投下固定資産額が5,000万円以上かつ常時雇用する従業員の数が5人以上の工場等を特定地域に増設するもの

(3) 産業業務施設を中勢北部サイエンスシティに新設し、増設し、又は移設する事業者で、投下固定資産額が1億円以上かつ常時雇用する従業員の数が5人以上のもの

(4) 工場等（特定産業に属する事業の用に供するものに限る。以下この号において同じ。）を特定地域に新設し、若しくは移設する事業者で、投下固定資産額が1億円以上かつ常時雇用する従業員の数が5人以上のもの又は工場等を特定地域に増設する事業者で、投下固定資産額が5,000万円以上かつ常時雇用する従業員の数が5人以上のもの

(5) 研究開発施設を特定地域に新設し、又は増設する事業者で、投下固定資産額が1億円以上かつ常時雇用する従業員の数が5人以上のもの

(6) 産業業務施設を中勢北部サイエンスシティに新設し、増設し、若しくは移設する事業者、工場等を中勢北部サイエンスシティ若しくはニューファクトリーひさい工業団地に新設し、増設し、若しくは移設する事業者又は研究開発施設を中勢北部サイエンスシティ若しくはニューファクトリーひさい工業団地に新設し、若しくは増設する事業者で、土地開発公社又は独立行政法人中小企業基盤整備機構のいずれかから9,000平方メートル以上の用地を取得し、かつ、常

時雇用する従業員の数が10人以上のもの

(7) 本市の区域内に現に産業業務施設等を所有しない外国企業で、本市の区域内に産業業務施設等を新設するための準備の用に供するため、本市の区域内に存する事務所を新たに賃借するもの

2 前項第1号又は第2号の規定による指定と同項第4号の規定による指定は、重複してこれを行わない。

3 市長は、第1項の規定による指定の際、必要な条件を付することができる。

(指定の申請)

**第6条** 事業者は、前条第1項の規定による指定を受けようとする場合は、その旨を市長に申請しなければならない。

(指定の取消し等)

**第7条** 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定を取り消すことができる。

(1) 第5条第1項に規定する指定の要件を欠くことになったとき。

(2) 第5条第3項の規定により付された条件に違反したとき。

(3) 奨励金の交付を受けた日から5年以内に事業を廃止し、又は休止したと認められるとき。

(4) 賦課された市税に未納があるとき。

(5) 産業業務施設等をその事業以外の用途に供したとき。

(6) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により指定の取消しをした事業者に対し、既に交付した奨励金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(地位の承継)

**第8条** 指定事業者から相続、合併、営業譲渡等により当該指定に係る事業を承継した者は、当該指定に係る事業を継続するときに限り、市長の承認を得て、当該指定事業者の地位を承継することができる。

(報告及び調査)

**第9条** 市長は、指定事業者に対し、産業業務施設等の立地その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(委任)

**第10条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(津市企業立地促進条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 津市企業立地促進条例（平成10年津市条例第1号）

(2) 久居市企業誘致促進条例（平成10年久居市条例第26号）

(3) 河芸町工場設置奨励条例（昭和62年河芸町条例第16号）

(4) 安濃町地域振興の奨励に関する条例（昭和63年安濃町条例第19号）

(5) 農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区に係る固定資産税の特例に関する条例  
（平成3年芸濃町条例第11号）

(6) 美里村農村地域工業等導入促進に伴う固定資産税の特例に関する条例（平成3年美里村条例第15号）

(7) 工業等導入促進に伴う固定資産税の特例に関する条例（昭和59年香良洲町条例第20号）

(8) 中部圏開発整備に伴う固定資産税の特例に関する条例（平成4年一志町条例第26号）

(9) 工業再配置促進に伴う固定資産税の特例に関する条例（平成4年一志町条例第27号）  
（経過措置）

3 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる指定の申請に係る奨励措置について適用し、同日前に行われた指定の申請に係る奨励措置については、津市企業立地促進条例、久居市企業誘致促進条例、河芸町工場設置奨励条例又は安濃町地域振興の奨励に関する条例の例による。

4 この条例の施行の際、現に廃止前の農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区に係る固定資産税の特例に関する条例、美里村農村地域工業等導入促進に伴う固定資産税の特例に関する条例、工業等導入促進に伴う固定資産税の特例に関する条例、中部圏開発整備に伴う固定資産税の特例に関する条例又は工業再配置促進に伴う固定資産税の特例に関する条例（以下「廃止前の条例」という。）の規定により行われている固定資産税の特例については、なお廃止前の条例の例による。

(この条例の失効)

5 この条例は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日において現に指定又は奨励措置を受けている事業者に係る奨励措置については、同日後も、なおその効力を有する。

**附 則**（平成21年 3 月30日条例第14号）

- 1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 5 項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる指定の申請に係る奨励措置について適用し、同日前に行われた指定の申請に係る奨励措置については、なお従前の例による。

**附 則**（平成24年 3 月29日条例第14号）

- 1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 5 項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる指定の申請に係る奨励措置について適用し、同日前に行われた指定の申請に係る奨励措置については、なお従前の例による。

**附 則**（平成27年 3 月27日条例第19号）

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 5 項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の津市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる指定の申請に係る奨励措置について適用し、同日前に行われた指定の申請に係る奨励措置については、なお従前の例による。

**附 則**（平成29年12月21日条例第31号）

- 1 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 5 項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 7 条第 1 項第 3 号の規定は、この条例の施行の日以後に指定の申請を行う事業者に係る指定（市長が別に定めるものを除く。）の取消しについて適用し、同日前に指定の申請を行った事業者に係る指定（市長が別に定めるものを含む。）の取消しについては、なお従前の例による。

**附 則**（令和 2 年12月23日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和 6 年 3 月21日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。